

雇用型就業給付金事業が始まります!!

原木しいたけ日本一の大分県では、平成30年度から県独自で原木乾しいたけ栽培に的を絞った、年600時間の新たな就業前研修制度を実施しています。

令和2年度からは新規に雇った従業員に研修を行う経営者の方に対して雇用型就業給付金事業を開始します。

新たに従業員を雇って規模拡大を検討している方、椎茸生産を将来的に第三者に承継することをお考えの方などのご相談お待ちしております。



新規就業希望者

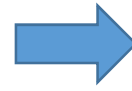
椎茸生産者・法人に
雇用されて就業



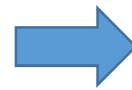
新規就業者に技術を習得させる間、
雇用主に給付金を支給(最長2年間)
最大60万円/年



独立就業



継続雇用



経営継承



様々な形で
就業を継続

【雇用主となる生産者・法人の要件】

- ・乾しいたけの販売収入があり、本事業終了後も継続して乾しいたけ生産を行う
- ・乾しいたけの生産に従事する者を新たに雇用する
- ・乾しいたけへの就業に必要な能力を身につけさせるための研修を行うことができる
- ・農業の給付金制度を使っていない
- ・新たに採択される研修生1人につき3万駒以上増産する
- ・労働保険(雇用保険、労災保険)に加入させる
- ・最低賃金を下回らない

【新たに雇われる人の要件】

- ・年齢：就業時50歳未満
(県外からの移住者は就業時55歳未満)
- ・研修終了後も継続して乾しいたけ生産に従事する意志がある
- ・雇用主の親族(3親等以内)でない
- ・雇用主との間に過去に正社員としての雇用関係がない
- ・過去にしいたけ版就業給付金事業を受けていない
- ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付を受けていない



まずは管轄の振興局普及員または
下記の事務局までお問い合わせ下さい



お問合せ先
(事務局)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県農林水産部 林産振興室 (担当：田辺)
TEL：097-506-3836
FAX：097-506-1765

